

国際学院高等学校学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法、学校教育法及び建学の精神に基づき、中学校における教育の基礎のうえに、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を選択履修を旨として、総合的に施すこととする。

(名称)

第2条 本校は、国際学院高等学校という。

(位置)

第3条 本校は、埼玉県北足立郡伊奈町大字小室10474番地に置く。

(区域)

第4条 本校の通信教育を行う区域は、次のとおりとする。

- 1. 埼玉県 2. 東京都 3. 栃木県 4. 群馬県
- 5. 茨城県 6. 千葉県

(面接指導等実施施設)

第5条 本校は、次の面接指導等実施施設を設置する。

名称 大宮学習センター

位置 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町2丁目5番地

第2章 課程・学科及び生徒定員

(課程・学科及び定員)

第6条 本校の課程・学科及び定員は次のとおりとする。

全日制課程

普通科	入学定員 80名	総定員 240名
総合学科	入学定員 160名	総定員 480名
(調理師専攻)	入学定員 80名	総定員 240名)
全日制課程計	入学定員 240名	総定員 720名

通信制課程

普通科	入学定員 80名	総定員 240名
(大宮学習センター)	入学定員 80名	総定員 240名)

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学期は学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

全日制課程

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 県民の日を定める条例に規定する日
- (4) (削除)
- (5) 創立記念日 12月10日
- (6) 春季休業日 4月1日から4月5日まで
- (7) 夏季休業日 7月25日から8月31日まで
- (8) 学期末休業日 9月25日から9月30日まで
- (9) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
- (10) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

通信制課程

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 県民の日を定める条例に規定する日
 - (4) 創立記念日 12月10日
 - (5) 夏季休業日 8月12日から8月17日まで
 - (6) 冬季休業日 12月29日から1月3日まで
- 2 前号に掲げる休業日においても、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、授業を行うことがある。
- 3 非常災害その他急迫の事由があるとき、若しくは教育の実施上特別の事由があるときは、授業を行わないことがある。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限・在学年限)

第9条 修業年限は全日制課程3年、通信制課程3年以上とし、在学年限は6年を超えることができない。ただし、休学期間は除く。

第5章 入 学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学期の始めとする。ただし、第19条に規定するものについては、学期の途中であっても入学を許可することができる。

(入学資格)

第11条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第58号）
 - (5) 学校教育法第23条（同法第39条第3項で準用する場合を含む）の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子女で、文部科学大臣の定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - (6) その他本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 本校の1年次途中又は2年次以上に入学できるものは、次の各号に該当する者でなければならない。
- (1) 相同年齢に達している者
 - (2) 本校において、当該年次に在学する者と同等以上の学力があると認められる者
- 3 第1項6号及び第2項2号による学力の認定は、校長が行う。

(入学の出願、選考)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書等必要書類に入学検定料を添えて、願い出なければならない。

- 2 前項の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学の許可及び入学手続)

第13条 入学の許可是、選考のうえ、校長が行う。

- 2 入学を許可された者は、速やかに保護者及び保証人連署の誓約書・その他に入学金等を添えて提出しなければならない。

第6章 休学、復学、留学、転籍、転学、出席停止及び退学

(休学、復学、転学及び退学)

第14条 生徒が疾病その他やむを得ない理由により休学、転学又は退学しようとするときは、その事由を明記し、保護者と保証人が連署のうえ、校長に願い出て、許可を受けなければならない。ただし、疾病による休学若しくは退学の場合には、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者と保証人が連署のうえ、その事由を明記し、校長に願い出て、許可を受けなければならない。ただし、疾病による休学の場合には、医師の診断書を添えなければならない。なお、休学の期間は1年以内とする。

(転籍)

第14条の2 生徒が本校の全日制課程と通信制課程相互間の転籍を希望するときは、履修及び修得した単位数に応じ相当学年に入学を許可することがある。

(保護者・保証人)

第15条 保護者は親権者又は後見人とする。

- 2 保証人は、埼玉県内又はその周辺に居住し、公民権を有し、独立した生計を営む者若しくは本校で適当と認めた者とする。

(保護者・保証人の変動)

第16条 保護者又は保証人が転籍・転居又は氏名を変更したとき、その他一身上に変動を生じたときは、生徒は速やかに、校長に保護者及び保証人連署の誓約書を添えて変更の届出を行わなければならない。

- 2 前項の変動が死亡、失そう若しくは後見開始の審判を受けたこと又は破産手続若しくはこれに類する手続開始の決定を受けたものであるときは、改めて保護者又は保証人を定めなければならない。
3 保証人が適当でないと認められるときは、変更させることがある。

(留学)

第17条 校長は、外国の高等学校に留学を志願する者があるときは、教育上有益と認める場合に限り、許可することができる。

- 2 留学に関する規程は別に定める。

(出席停止)

第18条 校長は、生徒が伝染病にかかり、若しくはそのおそれのあるときは、その他必要があると認めるときは、出席停止を命ずることがある。

第7章 転入学、編入学、再入学、科目等履修生及び除籍

(転入学、編入学、再入学)

第19条 校長は、編入学、転入学、再入学を志願する者があるときは、教育上支障がない場合に限り、選考のうえ、相当学年に入学を許可することができる。

- 2 転入学及び編入学に関する規程は別に定める。

(科目等履修生)

第19条の2 特定の教科・科目のみの履修を志願する者があるときは、教育上支障がない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として許可することがある。

(除籍)

第20条 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない場合は、校長が除籍する。

第8章 教育課程及び授業時数

(教育課程)

第21条 本校の教育課程は、高等学校学習指導要領に基づき、別表の通りとする。

(授業時数)

第22条 各教科に属する科目及び特別活動の授業時数は、高等学校学習指導要領に基づき、校長が定める。

(教科用図書)

第23条 教科用図書は、校長が定める。

第9章 単位の修得及び卒業の認定

(学習の評価)

第24条 単位修得の認定の方法及び基準は別に定める。

(卒業の認定)

第25条 校長は、本校における所定の各教科に属する科目及び特別活動を履修し、その成果が満足できるものと認められる者に対して、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

2 卒業認定に関する基準は、別に定める。

第10章 教職員

(教職員)

第26条 本校には、次の教職員を置く。

校長	1名
教頭	2名以上（通信制課程専任1名）
教諭	21名以上（通信制課程専任4名）
養護教諭	1名以上
実習助手	1名以上
講師	若干名
事務職員	5名以上（通信制課程専任2名）
学校医・学校歯科医・学校薬剤師	各1名

(校長等の職務)

第27条 校長は、理事会の方針に従い、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

- 2 校長が特に必要と認めた場合には、副校長を置くことができる。
- 3 教頭は、校長を補佐し、校務を整理し、必要に応じ生徒の教育をつかさどり、校長に事故あるときはその職務を代理する。ただし、副校長が在職する場合は、副校長がその職務を代理する。
- 4 職員の校務分掌は、校長が別に定める。

第11章 授業料、入学金、入学検定料及びその他の費用

(授業料、入学金、入学検定料及びその他の費用)

第28条 授業料、実験実習費、施設費、施設維持費、入学金、入学検定料及び科目登録料は、次のとおりとする。

全日制課程

授業料（年額）	390,000円
施設費（年額）	138,000円
施設維持費（年額）	60,000円
食物調理コース実習費（年額）	30,000円

※上記年額を4期に分納できる。

入学金	250,000円
入学検定料	23,000円

通信制課程

授業料（年額）	390,000円
施設費（年額）	130,000円
施設維持費（年額）	30,000円

※上記年額を4期に分納できる。

入学金	250,000円
入学検定料	23,000円

通信制課程科目履修

授業料（履修科目1単位当たり）	12,000円
科目登録料	20,000円

- 2 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料、実験実習費、施設費、施設維持費（以下「授業料等」という）を、所定の期日までに納入しなければならない。

- 3 生徒が第14条第1項による休学をしたときは、授業料等を免除することができる。
授業料等の免除に関する必要な事項は別に定める。
- 4 学期の中途で転学、退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料等は徴収する。
- 5 既に納入した入学金、入学検定料及び授業料等は返還しない。
- 6 年度途中で転籍する生徒の学納金納入に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 賞 罰

(表 彰)

第29条 校長は、学業、人物その他が優秀であって、他の模範となる生徒に対しては、これを表彰することがある。

- 2 授業料等の減免及び奨学金に関する必要な事項は、別に定める。

(懲 戒)

第30条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。ただし、体罰は加えない。

- 2 懲戒のうち、訓告、謹慎、停学、及び退学の処分は、校長が行う。
- 3 前項による退学は、次の各号の一に該当する生徒に行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 4 前各項による懲戒の手続きその他必要な事項は別に定める。

第13章 雜 則

(雑 則)

第31条 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度、平成11年度の教職員数は、以下の通りとする。

	平成10年度	平成11年度
校 長	1	1
副 校 長	1	1
教 頭	1	1
教 諭	1 1	1 8
講 師	1 2	2 6
養 護 教 諭	1	1
実 習 助 手	3	5
事 務 長	1	1
事 務 職 員	2	3
学 校 医	1	1
学校歯科医	1	1
学校薬剤師	1	1
計	3 6	6 0

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成14年4月1日から施行する。
2. 平成14年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成15年4月1日から施行する。
2. 平成15年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成16年4月1日から施行する。
2. 平成16年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成17年4月1日から施行する。
2. 平成17年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成18年4月1日から施行する。
2. 平成18年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年 7月 1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
2. 平成19年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。
2. 第26条の入学検定料については、平成22年度入学者選抜から適用する。
3. 平成22年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。
4. 収容定員については、第4条の規定にかかわらず、平成22年度、23年度については、次のとおりとする。

	1学年	2学年	3学年	合計
平成22年度	240名	216名	216名	672名
平成23年度	240名	240名	216名	696名

附 則

1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。
2. 平成23年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。
2. 平成24年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。
2. 平成25年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。
2. 平成25年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。
2. 平成25年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。
2. 普通科は、前項の規定にかかわらず、平成28年4月1日に開設する。
3. 普通科及び総合学科の収容定員については、第6条の規定にかかわらず、平成25年度から平成29年度までの間は、次のとおりとする。

		1学年	2学年	3学年	合計
平成25年度～ 平成27年度	普通科	—	—	—	—
	総合学科	240名	240名	240名	720名
平成28年度	普通科	80名	—	—	80名
	総合学科	160名	240名	240名	640名
平成29年度	普通科	80名	80名	—	160名
	総合学科	160名	160名	240名	560名

附 則

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。
2. 平成26年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。
2. 通信制課程の収容定員については、第6条の規定にかかわらず、平成26年度から平成27年度までの間は、次のとおりとする。

		1学年	2学年	3学年	合計
平成26年度	普通科	80名	—	—	80名
	総合学科	—	100名	100名	200名
平成27年度	普通科	80名	80名	—	160名
	総合学科	—	—	100名	100名

附 則

この学則は、平成26年2月17日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。
2. 平成27年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2. 平成28年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の教育課程表による。

附 則

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2. 平成29年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2. 平成31年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の学則による。

附 則

1. この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2. 平成31年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の学則による。

附 則

1. この学則は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、令和3年度入学者については、入学手続時から適用する。

2. 令和3年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の学則による。

附 則

1. この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2. 令和4年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度入学者については、入学手続時から適用する。

ただし、全日制課程における令和6年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の学則による。